

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		食事療養費標準負担額減額差額支給の可否
根拠条例・規則名		国民健康保険法施行規則
条 項		第 26 条 の 5 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話 : 048-829-1275)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「国民健康保険法施行規則第 26 条 の 5」第 1 項に定める要件に該当していること。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 23 年 9 月 1 日最終改正
備 考		